

# 省エネコミュニケーション・ランキング制度の概要

資源エネルギー庁  
省エネルギー課

# 省エネコミュニケーション・ランキング制度の概要

- エネルギー小売事業者（電気、都市ガス、LPガス）が実施している省エネ等に関する一般消費者向けの情報提供や、サービスの充実度について評価・公表する制度（省エネコミュニケーション・ランキング制度）を令和3年度の試行運用を経て、令和4年度より本格運用を開始。
- 電力・ガス会社等のエネルギー小売事業者による更なる情報提供やサービスの向上を促し、提供された省エネ等の情報をもとに、一般消費者が一層の省エネ等に取り組んでいただけるようにすることを目的としている。
- 本制度の評価結果は得点率によって★1～★5の5段階で、エネルギー種ごとにランク分けされ、評価結果は資源エネルギー庁ホームページで公表される。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/ranking/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/ranking/)

## ■概要

	内容
対象事業者	家庭へのエネルギー供給実績のあるエネルギー小売事業者
評価対象	前年度における一般消費者に対する省エネ等の情報提供及びサービス提供の取組
実施方法	本制度の様式を事務局に提出
評価方法	事務局で集計後、評価委員会において評価結果を確定
結果の公表	資源エネルギー庁ホームページで公表

## ■各ランク水準の得点率



### ランク水準（得点率）

★★★★★	: 90%以上
★★★★	: 70%以上90%未満
★★★	: 50%以上70%未満
★★	: 30%以上50%未満
★	: 10%以上30%未満

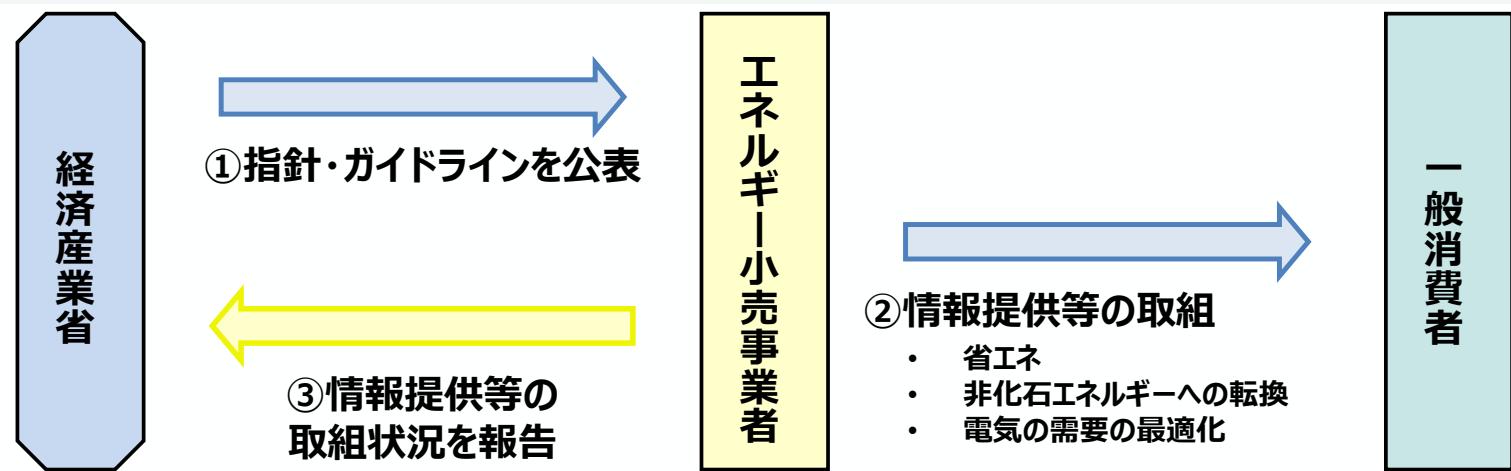
# 省エネコミュニケーション・ランキング制度の変更点

- 2024年度より、以下のとおり運用方法を変更
- 評価結果の公表に関する運用の変更
  - 「満点獲得事業者（★5）については、満点獲得を明示した上で公表」する運用に変更

※現在の制度では、評価軸が情報提供に限られる点などの課題があり、今後、省エネルギー小委員会等での議論も踏まえながら取組の発展・強化を図る。

## 【参考】家庭部門に対する省エネ取組等の促進

- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」）では、一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者に対して、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化に資する措置の実施に資する情報の提供を求めている。
- 国は、情報提供をすべき内容等を一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講すべき措置に関する指針（以下「指針」）やエネルギー小売事業者の省エネガイドライン（以下「ガイドライン」）で示し、省エネコミュニケーション・ランキング制度を運用。



④エネルギー供給事業者の  
取組を評価・公表

**省エネコミュニケーション・ランキング制度**

## 【参考】省エネコミュニケーション・ランキング制度（参照条文）

### （一般消費者への情報の提供）

第一百六十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供するよう努めなければならない。

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の最適化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の最適化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の最適化に係る機能の表示その他一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置の実施に資する情報を提供するよう努めなければならない。

# 【参考】一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

## 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。
  - (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
  - (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
  - (3) エネルギーを消費する機械器具の使用方法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
  - (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
  - (5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安及びエネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
2. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するよう努めるものとする。
3. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するよう努めるものとする。
4. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供するよう努めるものとする。
5. 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）は、可能な範囲内で、その供給する電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移及び電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供するよう努めるものとする。
6. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
  - (1) 小売電気事業者であって、電気事業法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
  - (2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
  - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

# 【参考】評価項目及び配点（小売電気事業者）

合計：145点満点

提供内容	提供方法		加点				
	提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】		○提供の有無： $15 \text{点} \times 5 \text{項目} = 75 \text{点}$  ○集約性：15点			
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用方法の工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2.類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情 報	加点【20点】		○実施の有無： $5 \text{点} \times 2 \text{項目} = 10 \text{点}$  ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点			
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	追加項目3. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見える化した情報						
	追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適 化に資する情報			○工夫の有無： 10点  ○閲覧率の 測定：5点			
	指針1.(5)その他、エネルギーの使用の合 理化について一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー供給事業者の創意により 実施する一般消費者が行うエネルギーの使 用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】		○提供の有無：5点			

# 【参考】評価項目及び配点（都市ガス及びLPガス小売事業者）

## 合計：130点満点

提供内容	提供方法		基礎点 (指針で規定)					加点				
	提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫	追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他					
指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値												
指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金												
指針1.(3)機器の使用方法の工夫 による削減量及び削減額												
指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度												
指針2.類似世帯比較												
追加項目1. 非化石エネルギーに資する情 報			<b>基礎点【90点】</b>									
○提供の有無： 15点×5項目 =75点												
○集約性：15点												
追加項目2. 対象外 供給する電気の電源構成に関する情報			<b>加点【5点】</b>									
○提供の有無： 4点×1項目=4点												
○集約性： 1点×1項目=1点												
追加項目3. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見える化した情報			<b>加点【10点】</b>									
○実施の有無： 5点×2項目=10点												
※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点												
追加項目4. 対象外 一般消費者が需要の最適 化に資する情報			<b>加点【15点】</b>									
○工夫の有無： 10点												
○閲覧率の 測定：5点												
指針1.(5)その他、エネルギーの使用の合 理化について一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー供給事業者の創意により 実施する一般消費者が行うエネルギーの使 用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他			<b>加点【5点】</b>									
○提供の有無：5点												

# 資源エネルギー庁ホームページで評価結果が公表される事業者

- 以下に該当する事業者の評価結果を、資源エネルギー庁ホームページで公表。
  - エネルギー種別小売契約件数が30万件超の事業者
  - エネルギー種別小売契約件数が30万件以下であり、評価結果の公表を希望する事業者

